

令和 7 年度 第 2 回南丹市上下水道事業審議会

料金改定（案）に関する資料

令和 7 年 7 月 2 4 日

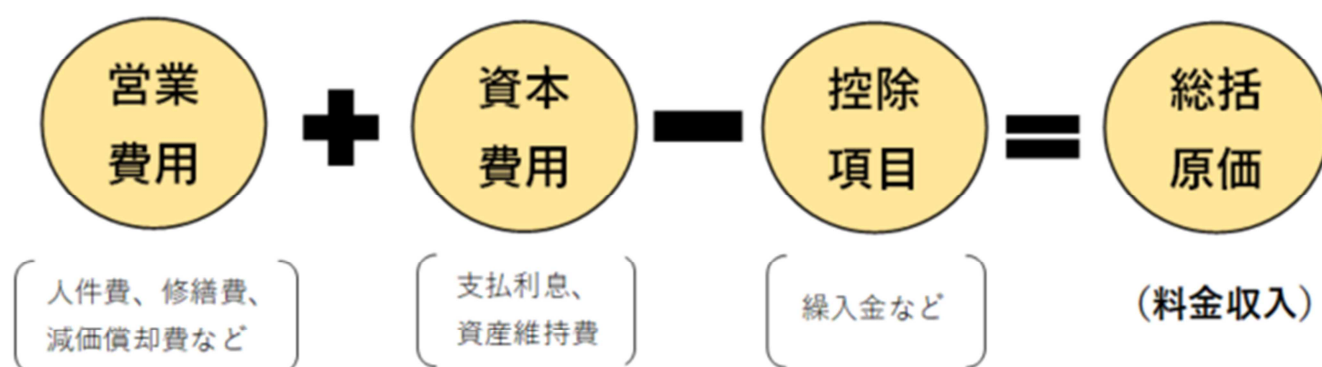
南丹市上下水道部

【料金算定の基本原則】

過去の実績及び社会情勢の推移に基づく合理的な需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道・下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算出しなければならない。

→ 物価上昇等を適正に反映させた予測数値を用いること、また施設の老朽化を踏まえた更新費用を的確に反映させた総括原価方式により算定する。

◆料金水準（総括原価）の算定方式



【料金算定期間】

料金の安定性、負担の期間的公平性、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当である。

→ 今回の改定における料金算定期間は5年間とする
(令和8年度から令和12年度の期間で算定)

経営戦略を作成するにあたって、将来の人口減少等による料金収入の減少や、物価上昇等による維持管理経費の増加などを加味して収支計画を作成しているため、その収支計画の数値をベースに原価計算を行うこととする。

算出した総括原価と料金収入を比較し、料金収入が下回る予測であれば料金改定について具体的な検討を行う必要がある。

水道料金、下水道使用料の改定率は、日本水道協会による「水道料金算定要領」、下水道協会による「下水道使用料算定の手引き」に基づき、「総括原価方式」にて算定する。

○水道事業 【資料 3-1、3-2 原価計算書】

・資産維持費を算入しない場合の試算では料金収入を 7.43%増加させる必要があるという結果となった。しかしながら、令和 8 年度に 10%の料金改定を行うこととして収支計画に反映させたところ、令和 12 年度までは純利益が発生するものの、令和 13 年度以降は再び純損失が発生し続けることになってしまう。

・そこで 20 年後に 20 億円（資金性支出 10 億+災害等予備 10 億）の資金を保有することを目標として試算を行った結果、料金改定率は 20.82%となった。

→上記の結果から、水道事業では、料金収入を「20%」増加させることを目標としたい。

○下水道事業 【資料 4 原価計算書】

・資産維持費を算入しない場合の試算では使用料改定率は 17.98%となった。

・令和 6 年度の制度拡充により資金確保の面では一定の目途がついたため、まずは経費回収率を 100%以上とすることを目標とし、今回の改定では資産維持費は算入しない方針とする。

・令和 8 年度に 20%の料金改定を行うこととして収支計画に反映させた結果、令和 19 年度まで経費回収率が 100%を上回る見込みとなった。

→上記の結果から、下水道事業で使用料収入を「20%」増加させることを目標としたい。

【水道料金の改定について】

現行		上水道区域		簡易水道区域	
		20mm以下	25mm以上	20mm以下	25mm以上
基本料金		1,300		1,600	
従量料金	11～30m ³	160	170	170	180
	31～100m ³	170	180	180	190
	101m ³ ～	180	190	190	200
メーター 使用料	13mm	50			
	20mm	60			
	25mm	70			
	30mm	110			
	40mm	130			
	50mm	260			
	75mm	610			
	100mm	820			

- 旧上水道区域と旧簡易水道区域で異なっている料金体系を統一する
- 従量料金は口径ごと（20mm 以下と 25mm 以上）に異なっているものを統一する
- 基本料金を口径別にし、メーター使用料を廃止する
- 核家族化、高齢化等により少量使用者が増加傾向にあるため、基本水量は 5 m³にする

◆新料金体系（案） 【資料5 水道料金（案）】

基本料金	13mm	1,800
	20mm	1,800
	25mm	1,830
	30mm	1,900
	40mm	1,930
	50mm	2,180
	75mm	2,320
	100mm	2,490

従量料金	1～5m ³	0
	6～10m ³	30
	11～30m ³	180
	31～50m ³	200
	51～100m ³	210
	101m ³ ～	240

・口径ごとの基本料金の差額は、量水器（水道メーター）の購入費用や交換費用等の原価差を根拠に設定した。

・従量料金はφ13mm、20mm 使用者の 10 m³使用量が 2,000 円程度で収まるように、6～10 m³の金額を低く設定した。

・従量料金の区分を 3→5 へと細分化し、使用水量に応じた費用負担の公平性を高めた。

→ 令和 5 年度決算ベースの使用水量で試算すると、
料金収入が「20.81%」増加する結果となった。

【下水道料金の改定について】

基本料金	1,000円／月	
従量料金 (1m ³ につき)	汚水量区分	金額
	1～10m ³	100円
	11～20m ³	120円
	21～30m ³	140円
	31～40m ³	160円
	41～50m ³	180円
	51～100m ³	200円
	100m ³ を超えるもの	220円

- 現行の料金体系がシンプルでわかりやすいため、大きく変更しない

◆新料金体系（案） 【資料6 下水道使用料（案）】

基本料金	1,350	
従量料金	1～10m ³	100
	11～30m ³	140
	31～50m ³	200
	51～100m ³	250
	101m ³ ～	270

- ・ 使用料収入のうち基本料金が占める割合が 25%、従量料金が占める割合が 75%程度になるように設定した。
- ・ 従量料金は水道料金の新料金体系（案）と同様の区分設定に合わせた。

→ 令和 5 年度決算ベースの使用水量で試算すると、
料金収入が「21.02%」増加する結果となった。